

アスベスト

(石綿)対策

最近、周辺環境へのアスベスト飛散状況やアスベスト被害が原因となる健康不安などの関心が高まっています。こうした中、市では、次のような対策を取り、アスベスト問題に対応しています。

市内アスベスト調査

市では市民の皆さんの安心・安全を確保するために、庁舎・学校を含む市内の公共施設において、まず、図面および目視によるアスベスト使用の実態調査を行いました。さらにアスベストを含む疑いのある吹き付け材の使用箇所について、現在、標準を採取・成分検査を行っています。今後、アスベスト対策において、万全を尽くし、安全性に問題があることが明らかになった場合は、随時公表していく予定です。

《図面および目視による調査結果》

この調査では、建材にアスベストを使用していた施設を4カ所確認しました。

◆アスベストの使用は認められたものの、撤去等の対策を講じた施設

- ① 寿楽荘機械室
- ② 八幡小学校便所棟天井裏、渡り部分天井
- ③ 消防本部階段天井、吹き抜け天井

◆対策が講じられていない施設

- ① 水道部中央浄水場管理棟発電室

↓ 早急に対応

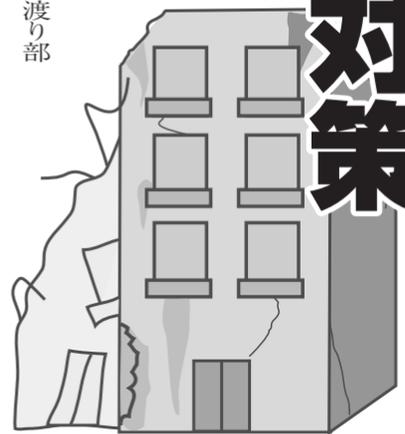
《成分分析調査による調査結果》

アスベストを含む疑いのある吹き付け材の使用を調査する成分分析については、学校施設を優先的に行っており、アスベストを含有する吹き付け材が使用されている施設が2カ所確認されています。

市の方針と対応

市内で、公共施設にアスベストを

- ① 中川小学校体育館天井
 - ② 柳之宮小学校階段式ポンプ室
- ↓ 使用禁止・撤去改修の準備
- ↓ 入室禁止・撤去改修の準備



含む吹き付け材の使用が確認された場合、児童・生徒が利用する学校施設については、含有率にかかわらず全て撤去改修、その他の公共施設については、1パーセントを超えて含有する場合については、順次撤去改修等を行うべく方針です。

建築物の解体などを依頼する方、解体工事を請け負う事業者の方へ

アスベストが使用されている建築物は、その建築物の床面積・構造等にかかわらず、アスベストが飛散しないように解体しなければなりません。また、建物の解体・補修時は、各種法令に基づく対策が必要です。

- ※解体などを行う建築物の種類、規模等に応じて、各種法令に基づく届出が必要です。
- ※建築物の解体を依頼する場合は、石綿等の使用の有無を調査し、解体工事などを請け負う事業者には伝えなければなりません。
- ※解体などを行う作業員には、防塵マスク・作業衣等を着用させなければなりません。
- ※石綿を含む廃棄物の処理は、知事等の許可を受けている業者に委託して行ってください。

問い合わせ先

- 石綿障害予防規則について
埼玉労働局 ☎048-600-6206、春日部労働基準監督署 ☎048-735-5226
- 大気汚染防止法について
県青空再生課 ☎048-830-3058、東部環境管理事務所越谷支所 ☎966-2311
- 廃棄物の処理について
県廃棄物指導課 ☎048-830-3135、東部環境管理事務所越谷支所 ☎966-2311
- 労働安全・石綿障害について
春日部労働基準監督署 ☎048-735-5226
- 建設リサイクル法について
県技術管理課 ☎048-830-5190、越谷県土整備事務所 ☎956-5260

(表1) 建築物解体・補修時の対策と法令

解体する建築物の種類	石綿に関する必要な対策	関係法令
吹き付け石綿、石綿含有吹き付け材が使用されている <u>全ての耐火・準耐火建築物</u>	・届出(作業の14日前まで) ・作業場の隔離 ・吹き付け石綿等の湿潤化 など	労働安全衛生法(労働安全衛生規則、石綿障害予防規則)
吹き付け石綿・石綿含有吹き付け材が使用されている <u>全ての建築物(耐火・準耐火以外)</u>	・届出(あらかじめ) ・作業場の隔離 ・吹き付け石綿等の湿潤化 など	
石綿(または石綿含有吹き付け材)の吹き付け面積が50㎡以上かつ床面積500㎡以上の耐火・準耐火建築物	・届出(作業の14日前まで) ・作業場の隔離 ・集じん・排気装置の設置 ・吹き付け石綿の湿潤化 など	大気汚染防止法
石綿含有吹保温材、石綿耐火被覆材、石綿含有断熱材が使用されている <u>全ての建築物</u>	・届出(あらかじめ) ・石綿含有建材等の湿潤化 など	労働安全衛生法(石綿障害予防規則)
石綿含有スレート(屋根材)、サイディングボード(外壁材)等が使用されている <u>全ての建築物</u>	・石綿含有建材等の湿潤化 など	

問い合わせ先

- アスベスト問題について
埼玉県東部環境管理事務所
越谷支所 ☎966-2311
市環境課 ☎235
- 学校施設について
教育総務課 ☎360
- 児童生徒の健康相談について
学務課 ☎388
- 公共施設について
財政課 ☎496
- 一般建築物について
建築課 ☎468
- 健康相談について
埼玉県草加保健所
☎925-1551
健康増進課 ☎995-3381

アスベスト Q&A

- Q1 アスベストとはどのようなものですか?**
A1 髪の毛の5千分の1とも言われるほど、非常に細かい繊維の鉱物で、熱や薬品に強く、丈夫であるため、建築物の天井や屋根材、家庭用品等に用いられていたものです。現在は、原則として製造は禁止されています。
- Q2 アスベストが原因で発症する病気は?**
A2 粉じんを吸い込むことで、肺がんや中皮腫などの原因になると言われています。潜伏期間が長く、15~50年後に発症する可能性があります。
- Q3 アスベストを吸い込んでいるかどうかは、どのように検査するのですか?**
A3 胸部X線写真でアスベストを吸い込んだ可能性を示唆する所見が見られる場合もありますが、アスベストを吸い込んだ方すべてに胸部X線写真の所見があるとは限りません。心配な方は、労災病院等の専門医療機関にご相談ください。
- Q4 我が家にもアスベストが使われていますか? また危険性はありますか?**
A4 一般家庭の屋根や天井などにはアスベスト含有建材が使われることがあります。これは、吹き付け材と異なり、砕いたりしない限り、飛散する可能性は低いと考えられます。また、アスベスト含有の有無を調べるには、建築物の設計者、大工さんなどの施工者に相談してください。なお、詳細に調べる場合は、アスベストが含有しているか分析機関に依頼して確認する必要があります。
- Q5 所有している建築物にアスベストが使用されていた場合、どんな対策をとらなければならないのでしょうか?**
A5 直ちに撤去する必要はありません。ただし、アスベストまたはアスベストを含む吹き付け材が飛散しないように、封じ込めされていないもの、または封じ込めされていたものが崩れかけている場合などは、吹き付け材を取り除く・封じ込めを行うなどの措置が望まれます。
- Q6 アスベストを除去したいのですが、どこに相談したらよいのでしょうか?**
A6 アスベストの除去作業には専門的な技術が必要です。環境省(<http://www.env.go.jp/>)や(社)日本石綿協会(<http://www.jaasc.or.jp/>)/石綿処理に関する問い合わせ先)のホームページに除去作業などの専門業者名・連絡先電話番号等が掲載されていますので参考にしてください。
- なお、建築物における石綿の除去作業などには、事前に労働安全衛生法や大気汚染防止法に基づく届出が必要です(表1参照)。また、作業基準が定められていますので、作業を行う地域を管轄する労働基準監督署(春日部労働基準監督署)へご相談ください。
- Q7 近所で建物を解体していますが、アスベストによる健康被害が心配です。**
A7 吹き付けアスベストや、アスベスト含有建材を使用する建物の解体については、アスベストが飛散しないように、法令で作業の基準が定められ、労働基準監督署が監督・指導を行っています。(表1参照)
- Q8 近所にアスベストが使用されていると思われる建築物がありますが、調べてもらえないですか?**
A8 店舗等の建築物について吹き付けアスベストに対する指導依頼があった場合は、県土整備事務所等が建築物の建築年次などを調べ、所有者などに聞き取り調査を行い、アスベストの飛散の恐れがある場合は、適切な除去や封じ込めなどの指導を行っています。地域を管轄する県土整備事務所(越谷県土整備事務所)へご連絡ください。